ＪＲサービック労働組合
ジャストニュース
No.７４
２０２５年６月４日
ＪＲサービック労働組合
発行責任者　柳楽　　関

労基署が立入調査を実施！

スポットクーラーが設置に！

６月２日、茨木労働基準監督署は、関西新幹線サービック鳥飼事業所の洗濯場に立入調査を実施し状況確認を行いました。これは、５月２２日にＪＳ労が同署に鳥飼事業所の洗濯場の労働環境について改善を求め申告を行ったことに基づくもので、昨年８月３０日に「鳥飼事業所洗濯場における暑さ対策に関する緊急申し入れ」以降、時間はかかりましたが、また一つ要求が実現しました。

６月３日、労基署の担当者は、この立入調査についてＪＳ労に報告を行いました。その内容は、会社からの回答として、「建物自体はＪＲ東海の建物になるので、ＪＲ東海が主導で、スポットクーラーを窓際に２台の設置を予定している。設置時期については、会社に確認しないとわからない。一度確認をした上で、改めて監督署に報告する。」というものです。

熱中症対策が義務化へ！

本年６月１日より、労働安全衛生規則の改正省令が施行され、職場における熱中症対策が義務化になりました。条件を満たす作業を行う企業はすべてが対象となり、対策を怠った場合には罰則があるため、多くの企業で社内の熱中症対策を見直す必要になります。

熱中症対策が義務づけられる作業の条件

対象となる作業は、WBGT（暑さ指数）※２８度以上または気温３１度以上の環境で、連続１時間以上または１日４時間以上の実施が見込まれる作業です。

企業に求められる対策

上記条件に当てはまる作業をおこなう企業は「①報告体制の整備」「②実施手順の作成」「③関係者（労働者）に周知」をおこなう必要があります。

対策を怠った場合の罰則

もし企業が対策を怠った場合は、６月以下の拘禁刑または５０万円以下の罰金が科される可能性があります。

メールアドレス・jsrou@yahoo.ne.jp